

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例について

1 趣旨

地域の特性を活かした先進的な事業の実施に必要な設備投資を促す観点から、不動産取得税の不均一課税を実施するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするもの。

2 概要

対象事業	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく承認地域経済牽引事業計画に係る事業であって、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの（以下「承認地域経済牽引事業」という。）
対象資産	承認地域経済牽引事業に係る設備投資のうち、土地・家屋に係るもの
適用要件	土地・家屋の取得価額の合計額が原則として1億円超のもの
優遇措置	不動産取得税の不均一課税 1/10
適用期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日

3 施行期日等

平成31年4月1日

（平成31年4月1日以降に承認を受けた地域経済牽引事業計画に掲げる承認地域経済牽引事業に係る土地・家屋の取得から適用）

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の特性を活かした先進的な事業の実施に必要となる設備投資を促す観点から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た基本計画に定められた促進区域において承認地域経済牽引事業計画に従って一定の家屋または土地を取得した承認地域経済牽引事業者に対して課する不動産取得税の不均一の課税をするため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法第13条の規定に基づき地域経済牽引事業計画が承認された日から平成35年3月31日までの間に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち一定の要件を満たすものの用に供する家屋またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率を、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率とする課税の特例措置を講ずることとします。(第6条関係)
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (4) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、県税の課税の免除および不均一の課税に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された県内の区域をいう。 (2) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された県内の区域をいう。 (3) 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域として同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された県内の区域をいう。 (新設)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、県税の課税の免除および不均一の課税に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された県内の区域をいう。 (2) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された県内の区域をいう。 (3) 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域として同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された県内の区域をいう。 (4) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域として地域経済牽引事業促進法第6条に規定する同意基本計画に定められた県内の区域をいう。
(4) 第1種特別償却設備 製造（ガスの製造および発電を除く。次号ならびに次条および第4条において同じ。）の事業、農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条において同じ。）または旅館業（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適	(5) 第1種特別償却設備 製造（ガスの製造および発電を除く。次号ならびに次条および第4条において同じ。）の事業、農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条において同じ。）または旅館業（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適

正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。

(5) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号または第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業 500万円

(6) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のものをいう。

正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えることにより租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄または第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄または第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものをいう。

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号または第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受けるものをいう。

ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）

イ 情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業 500万円

(7) 第3種特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者および同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のものをいう。

(新設)

(8) 促進区域内対象施設 地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。	ア 一の施設 (一の家屋または用途上不可分の関係にある2以上の家屋であつて一団の土地にあるものに限る。) であつて当該施設の用に供する家屋を構成する減価償却資産 (所得税法施行令第6条第1号または法人税法施行令第13条第1号に掲げるものに限る。) および当該家屋の敷地である土地 (地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認の日以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。第6条において同じ。) の取得価額の合計額が1億円 (農林漁業およびその関連業種 (製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業およびゴム製品製造業ならびに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業および家具・建具卸売業をいう。) に係るものにあつては、5,000万円) を超えるものであること。
イ 当該促進区域内対象施設に係る家屋につき当該促進区域内対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積 (機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積 (以下この号において「共用部分の床面積」という。) を除く。) のうち当該促進区域内対象施設に含まれる部分の床面積 (共用部分の床面積を除く。) の占める割合が2分の1以上のものであること。	第3条から第5条まで 省略 (促進区域における不動産取得税の不均一課税) 第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受

第3条から第5条まで 省略

(申請書の提出) 第6条 前3条 _____ の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。 (委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	けた者であつて、当該承認の日から平成35年3月31日まで（地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋（当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。 (申請書の提出) 第7条 第3条から前条までの規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
--	---